

ホームヘルプ庵原屋日和館 重要事項説明書

2021年 4月 1日改正

利用者に対する訪問サービスの提供開始にあたり、ホームヘルプ庵原屋日和館が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

法人名	有限会社 庵原屋	代表者	代表取締役 鈴木敏博
所在地	静岡市清水区江尻町4番41号	電話	054-367-0106

2. 事業所の概要

名称	ホームヘルプ庵原屋日和館		
種類	指定訪問介護 介護予防・日常生活支援総合訪問型サービス事業		
所在地	静岡市清水区江尻町4番41号	TEL	054-388-9449
指定年月日	2004年12月15日	更新年月日	2016年12月15日
有効期限	2022年12月15日	事業所番号	2274205570
通常の事業の実施地域	静岡市	管理者	海野美名子
併設事業所	デイサービス庵原屋日和館 ケアマネジメント庵原屋日和館 介護付き有料老人ホーム庵原屋日和館		
第三者評価の実施の有無	無		

3. 事業の目的と運営方針

事業目的	要介護又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護又は介護予防・日常生活支援総合訪問型サービス事業(以下「訪問サービス」という)を提供することを目的とします。
運営方針	ホームヘルプ庵原屋日和館は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法令及び静岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要介護状態となることの予防、要介護状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切な訪問サービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

ホームヘルプ庵原屋日和館の訪問サービスは、訪問介護員等が利用者の自宅等を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の支援を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な支援を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の支援を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	日曜日から土曜日まで ただし、年末年始(12月31日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前8時から午後5時まで ただしサービスの提供については、利用者の希望に応じ、できる限り対応したく、体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

職種及び職員は次の人数を下回らないものとして配置しています。

管理者(兼務)	介護福祉士	常勤1名	訪問介護員	介護福祉士、ホームヘルパー2級、介護職員初任者研修修了者	常勤又は非常勤1名
サービス提供責任者	介護福祉士	常勤2名			

7. サービス提供責任者

あなたのサービス提供の責任者を、本書最終ページに記載しました。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

8. 利用料

- お支払いいただく**利用者負担金**は、原則として基本部分と加算等部分の合計に、利用者の負担割合証に記載の負担割合の額が、利用者の負担する金額になります。
- 介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額は全額が負担額となります。
- 介護保険で各種サービスの費用は単位で表し、市町村毎に定めた単位当たりの単価を乗じて料金が決まり、静岡市の訪問サービスは1単位当たり10.42円です。
- 記載の利用者負担金は概算額になります。
- 利用者が要介護等の認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護等の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も、償還払いとなります。
- 介護保険あるいは静岡市の告示からの給付額に変更があった場合、告示で定める金額の変更に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(1) 介護予防・日常生活支援総合訪問型サービス事業

基本部分 ※身体介護及び生活援助

サービスの内容	単位	利用者負担金(円/月)		
		1割	2割	3割
週1回程度の訪問が必要とされた方に対する1月の上限額	1176	1225	2450	3675
週2回程度の訪問が必要とされた方に対する1月の上限額	2349	2447	4894	7341
週3回程度の訪問が必要とされた方に対する1月の上限額	3727	3883	7766	11649

加算等部分 加算の要件を満たす場合に、以下の料金が加算(減算)されます。

種類	要件	単位	利用者負担金(円/月)		
			1割	2割	3割
初回加算	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規の利用者へサービス提供した場合。 ● 過去2か月間に弊社の訪問介護サービスの利用はなかったが、改め訪問介護サービスを利用した場合。 	200	208	416	624
介護職員処遇改善加算(I)	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合で、区分支給限度額の算定対象からは除かれます。	各単位の合計に13.7%を加算します			

上記の利用料は静岡市が告示で定める金額であり、改定された場合は自動的に改定されます。

(2) 指定訪問介護

基本部分

サービス	時間	1回の単位	利用者負担金(円/回)		
			1割	2割	3割
身体介護が中心の場合	20分未満	167	174	348	522
	20分以上30分未満	250	260	520	780
	30分以上1時間未満	396	412	824	1236
	1時間以上 (30分を増すごとに加算)	579 (+84)	603 (+87)	1206 (+174)	1809 (+261)
生活援助が中心の場合	20分以上45分未満	183	190	380	570
	45分以上	225	234	468	702

加算等部分 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

種類	要件	単位	利用者負担金(円/回)		
			1割	2割	3割
初回加算	● 新規の利用者へサービス提供した場合 ● 過去2か月間に弊社の訪問介護サービスの利用はなかったが、改め訪問介護サービスを利用した場合。	200	208	416	624
緊急時訪問介護加算	利用者またはそのご家族等から要請を受け、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認め、居宅サービス計画に無い訪問身体介護を行った場合(要請を受けてから24時間以内にサービス提供を行った場合)	100	104	208	312
早朝・夜間の訪問	夜間(午後6時から午後10時)又は早朝(午前6時から午前8時)にサービスを提供した場合	所定単位数の25%	左記額の10%	左記額の20%	左記額の30%
深夜の訪問	深夜(午後10時から午前6時)にサービスを提供した場合	所定単位数の50%			
特定事業所加算Ⅱ	専門性の高い人材の確保や支援困難ケースへの対応など、事業所全体としてより質の高いケアマネジメントを実施している事業所に加算する	所定単位数の10%			
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合で、区分支給限度額の算定対象からは除かれます。	所定単位数の13.7%			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に、介護報酬をさらに加算します。具体的に「勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行う」という方針で制度設計が行われます。	所定単位数の6.3%			

新型コロナウイルス感染防止対策に費やすため、2021年9月末まで基本部分を0.1%上乘せします。上記の利用料は厚生労働大臣が定めた金額であり、改定された場合は自動的に改定されます。

(3) サービス提供の変更・中止とキャンセル

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は頂きません。お名前、利用予定日時等を、以下のキャンセル連絡先にお伝えください。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日の午後5時までにご連絡をいただいた場合	不要
利用予定日の前日の午後5時までにご連絡がなかった場合	1,000円

キャンセル連絡先 : Tel.054(388)9449 または Tel.054(367)0106

(4) 支払い方法

前記(1)～(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、以下の方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用回数に基づいて計算した金額となります。)

自動口座振替	金融機関の定めた日に利用者指定の口座より、毎月自動引き落とします。この場合、金融機関の通帳等をもって領収証といたします。
現金お支払い	日和館受付にて、手続きを行ないます。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに本書最終ページの主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び静岡市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 相談・苦情窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

窓 口	苦情解決責任者	鈴木和佳子	苦情受付担当者	海野美名子
電話番号	054-388-9449 (平日 8:00~17:00)			

(2) 苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

①	静岡県国民健康保険団体連合会	054-253-5590	平日 8:30~17:00
②	静岡市 介護保険課	054-221-1377	平日 8:30~17:15

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - 医療行為及び医療補助行為
 - 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - 他の家族の方に対する食事の準備 など
- 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	静岡市清水区江尻町4番41号 有限会社 庵原屋 代表取締役 鈴木敏博		
説明者	職名	氏名	Ⓜ

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者	住 所	
	氏 名	Ⓜ
署名代行者 又は 法定代理人	住 所	
	氏 名	Ⓜ 続柄

緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関名	
	住 所	
	電 話	
家族等 緊急連絡先	氏 名	続柄
	住 所	
	電 話	